

# 岐阜県公報

## 目 次

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

(農地整備課)

一

## 規 則

号 外 (三) 平 成 二 十 四 年 四 月 一 日

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十一号

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例施行規則(昭和四十五年岐阜県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条の表中

基幹排水対策特別事業  
土地改良施設整備事業

農業水利施設保全対策事業  
基幹排水対策特別事業

業

に、

ほ場整備事業  
経営体育成基盤整備事業  
畑地帯総合土地改良事業  
土地改良総合整備事業

を

経営体育成基盤整備事業  
県営農業体質強化基盤  
畑地帯総合土地改良事業

業  
整備促進事業

に改める。

業

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十四年四月一日発行

発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編 集

岐 阜 文 芸 社

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社